

令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

I 中山間地域等直接支払制度の概要

1 制度の概要

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続し、農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進を図るため、国及び地方自治体による支援を行う制度である。平成12年度から制度が開始され、令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）が実施されている。

II 令和4年度の実績

1 協定数 64協定

	協定数	基礎単価 ※2	体制整備単価 ※2
集落協定 ※1	56	13	43
個別協定 ※1	8	3	5
全体	64	16	48

※1 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定。

※2 基礎単価とは、農業生産活動等を継続するための活動のみを行う場合の単価（交付単価の8割を交付）。

体制整備単価とは、農業生産活動等を継続するための活動に加え、農業生産活動等の体制整備のための活動を行う場合の単価（交付単価の10割を交付）。

2 交付対象面積 584ha

(1) 協定別の交付対象面積

(単位：ha)

	交付対象面積	基礎単価	体制整備単価
集落協定	557	77	479
個別協定	27	9	18
全体	584	87	497

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合あり

(2) 地目別の交付対象面積

(単位：ha)

	計	田	畑	草地	牧草放牧地
集落協定	557	529	28	-	-
個別協定	27	22	4	-	-
全 体	584	551	32	-	-

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合あり

3 交付金の交付額 65,760 千円

(1) 協定別の交付金交付額

(単位：千円)

	交付額		
		基礎単価	体制整備単価
集落協定	63,403	7,305	56,099
個別協定	2,357	798	1,558
全 体	65,760	8,103	57,657

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合あり

(2) 地目別の交付金交付額

(単位：千円)

	計	田	畑	草地	牧草放牧地
集落協定	63,403	62,002	1,402	-	-
個別協定	2,357	2,159	198	-	-
全 体	65,760	64,161	1,600	-	-

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合あり

4 加算措置への取組

(単位：ha)

	棚田地域振興 活動加算	超急傾斜農地 保全管理加算	集落協定 広域化加算	集落機能 強化加算	生産性 向上加算
協定数	-	1	-	1	3
面 積	-	3.8	-	6.5	31.8

5 集落協定の主な活動内容

(1) 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

<主な耕作の耕作放棄の防止等の活動>

① 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う。

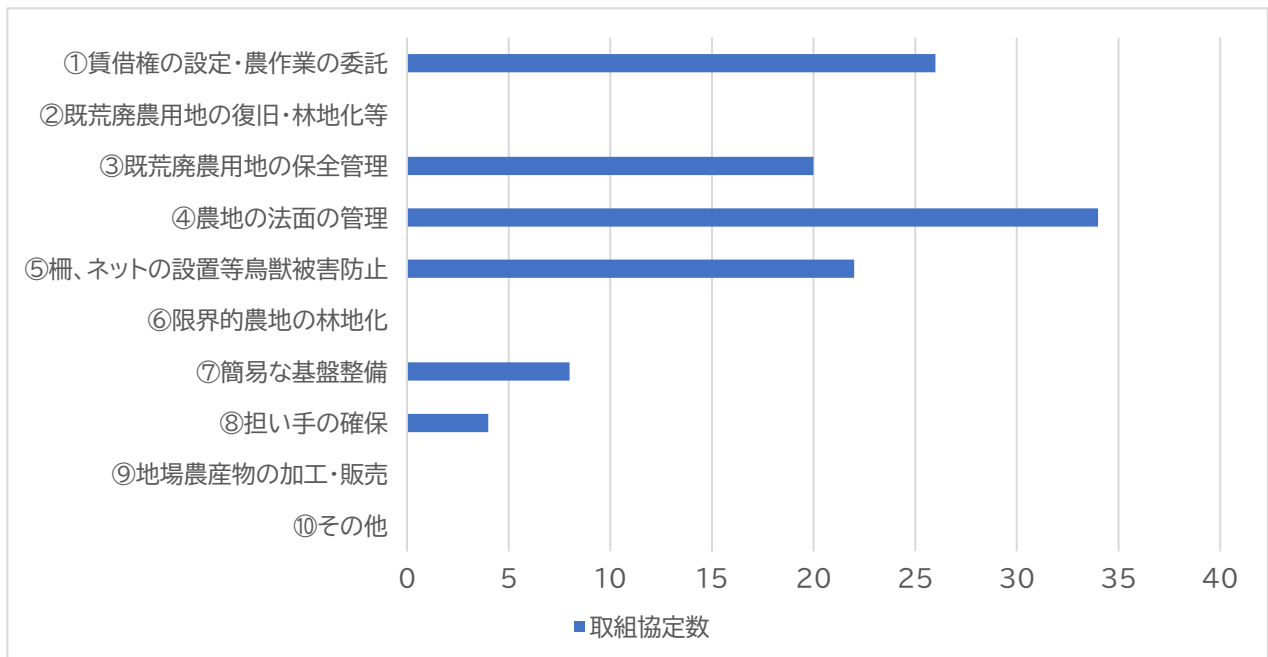
④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。

<主な水路・農道等の管理活動>

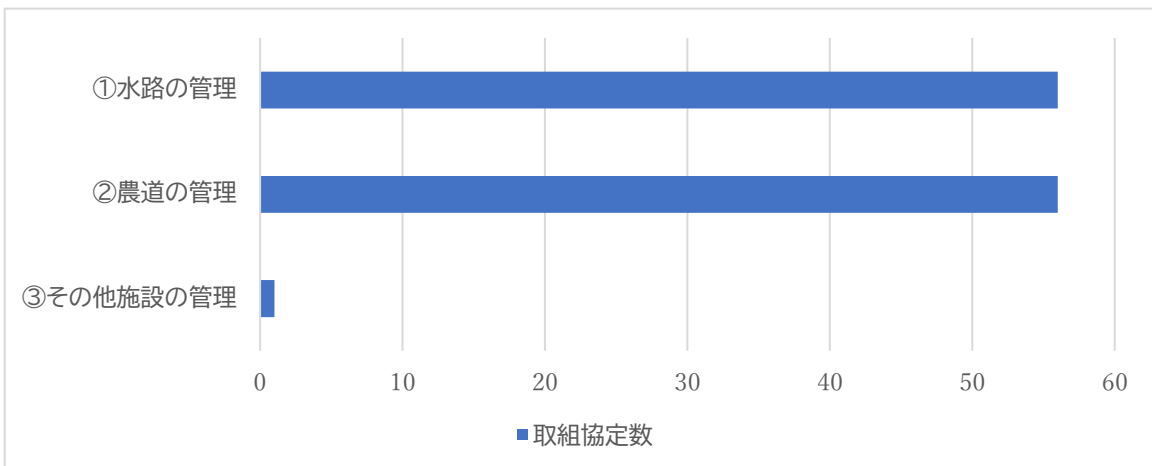
① 水路の草刈りや梅雨、台風等の降雨後には見回りを行う。

② 農道の簡易補修や草刈りを行う。

(図) 耕作放棄の防止等の活動（1つ以上選択）

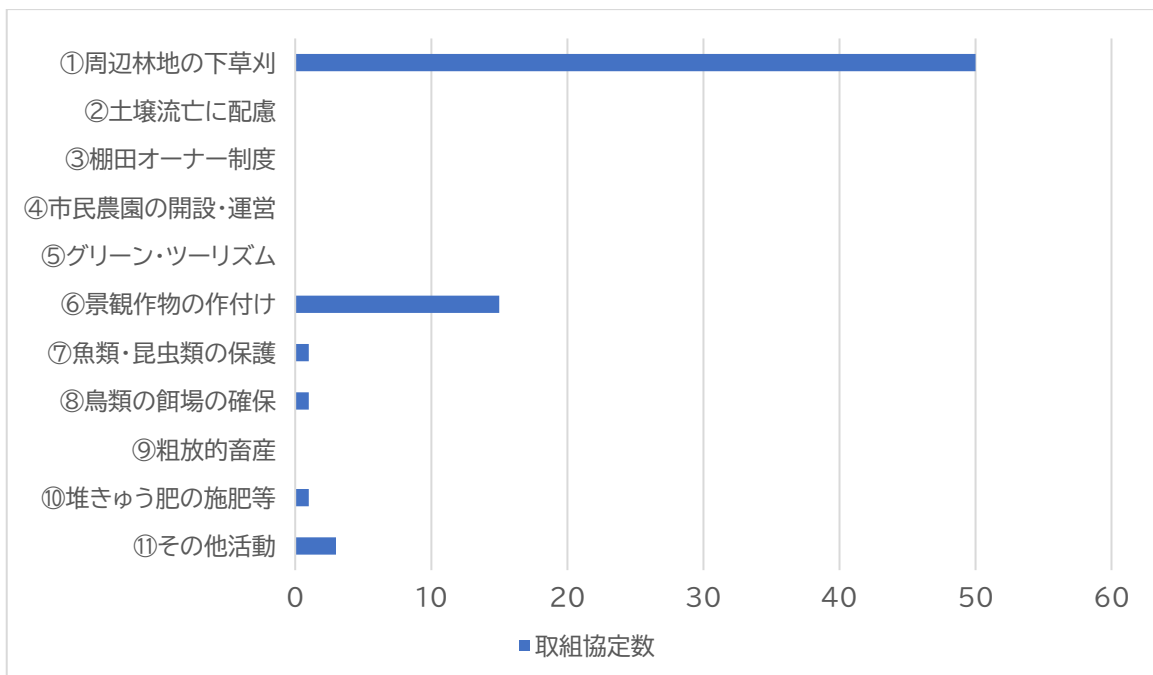


(図) 水路・農道等の管理（1つ以上選択）



(2) 多面的機能を増進する活動として取り組むべき事項（選択的必須）

(図) 多面的機能増進活動



(3) 農業生産活動等の体制整備

	集落において 作成中	集落から市に提出が あり、市から指導助 言を実施中	要件を全て満たす集 落戦略が市に提出済 み
集落戦略の 作成状況	-	43 協定	-